

### 共生社会の形成

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。

また、障害の捉え方については、障害を単に心身や生活機能の障害として捉えるのではなく、環境因子等と相互に影響し合うものとして捉える国際生活機能分類（ICF）の考え方が一般的となっている。

資料⑤ P177

### インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（平成26年2月19日効力発生）」の第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づき、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」という。

### 合理的配慮

「障害者差別解消法」の施行により、全ての校種の公立学校（園）で「合理的配慮」の提供が法的義務となった。

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものである。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、学校の設置者及び学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましい。またその内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

京都府教育委員会においては、「京都府教育委員会における障害を理由と

する差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年4月1日）」が定められ、合理的配慮の基本的な考え方とともに学校での具体的な配慮内容等が示された。

### 連続性のある「多様な学びの場」、学びの連続性

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

今回の学習指導要領の改訂においては、学校間等で相互の行き来がしやすくなる分、「学びの連続性」を確保していくために、各教科等の目標・内容等を連続させていく重要性が示された。例えば、小学校と特別支援学校小学部（知的障害）の教科の目標や内容がつながることにより、個々の児童の学びの連続性が確保されることになる（本編P43 IV-2-(7)「特別支援学校における教育課程の編成」参照）。

### 高等学校における通級による指導の制度化

学校教育法施行規則等の一部が改正され（平成28年12月）、平成30年4月1日から施行された。これまで、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されてきた、いわゆる通級による指導（各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別の場で受ける指導形態）を、高等学校等においても実施できるように制度化が図られたものである。

高等学校における通級による指導が制度化された社会的背景としては、中学校において通級による指導を受けている生徒数が年々増加していることがそのひとつとして挙げられている。また、これらの生徒を受け入れている高等学校においても、適切に特別支援教育を進めることが大切である。

該当する児童生徒

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者（身体虚弱者を含む。）	知的障害者 肢体不自由者 身体虚弱者 弱視者 難聴者 その他（言語障害者、自閉症・情緒障害者）	言語障害者 自閉症者 情緒障害者 弱視者 難聴者 学習障害者 注意欠陥多動性障害者

#### 《参考資料》

- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省 平成29年3月）
- 「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害がある人となない人とが支え合う社会づくり条例」（京都府 平成30年3月）
- 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（京都府 平成27年4月）

**京都府における特別支援教育** 京都府における特別支援教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。現在、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室をはじめ、全ての学校の通常の学級においても特別支援教育が進められている。

**京都府の重層的支援システム** 京都府では、学校、市町（組合）教育委員会、教育局が地域の現状に応じた取組を進めている他、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすため、各特別支援学校に「地域支援センター」を設置し、専任の地域支援コーディネーターを配置して、教育相談（発達障害に関する内容を含む。）などの支援を積極的に行っている。また宇治支援学校内に「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」を設置し、府内の特別支援教育の拠点として研修や相談等のニーズに対応するなど、重層的に支援を行っている。

資料⑥ P178

**校内委員会** 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置している。

校内委員会は、児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）、支援内容の評価等の役割を担っている。

**特別支援教育コーディネーター** 特別支援教育コーディネーターは、各学校の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う。また、特別支援教育コーディネーターは合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担い、各学校において組織的に機能するよう努めている。

**特別支援教育に関わる支援員・指導員** 各学校において、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任等と連携の上、例えば、基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援等の役割を果たすことが想定されている。

**学校生活や授業におけるユニバーサルデザイン** 通常の学級においても、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うことが重要である。そのためには、質の高い教育環境づくりが大切であり、ユニバーサルデザインの概念を学校生活や授業により積極的に取り入れることが重要である。

授業づくりにおいては、障害のある児童生徒も学びやすいよう授業を改善



することを契機として、全ての児童生徒がより分かる、できることを目指すユニバーサルデザインによる授業づくりを進めていくことが大切である。また、個々の授業だけでなく、教職員間で共通理解を図りながら、学校全体でユニバーサルデザインを進める学校づくりが期待される（本編P133 V-2-2）「1時間の授業の組立て方」参照。

なお、障害のある児童生徒については、教育的ニーズに応じて「合理的配慮」を提供する必要がある（本編P71 IV-5-(1)「基本的な考え方」参照）。

## 教育支援委員会

京都府及び各市町（組合）教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる「教育支援委員会」等が設置され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズ等を踏まえた適切な就学先の判断等について相談及び審議を行っている。

## 就学の仕組み

市町（組合）教育委員会は、「教育支援委員会」等の審議結果の報告を受け、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町（組合）教育委員会、学校等が幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町（組合）教育委員会が総合的な判断により、就学先を決定している。

資料⑦⑧ P179・180

〈特別支援学校の対象とする障害の程度〉

### 学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね80デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

#### 《参考資料》

□ 「就学事務の手引－特別支援学校(小・中学部)編－」(京都府教育委員会 令和2年5月)

□ 「ユニバーサルデザイン授業～発達障害等のある子どもを含めて、どの子にもわかりやすい授業～」

(京都府総合教育センター 平成25年2月)

## 5 特別支援教育

### (3) 障害のある幼児児童生徒一人一人の 教育的ニーズに応じた教育

**一人一人の教育的ニーズに応じた教育** 障害のある子どもが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導及び評価を一層充実することが重要である。

資料⑥ P178

**特別支援学校** (特別支援学校については、本編P43 IV-2-(7)「特別支援学校における教育課程の編成」参照)

**特別支援学級・通級による指導** 特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校において、児童生徒の障害の状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編制された少人数の学級である。

通級による指導とは、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。なお、高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化された。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが必要である。

**障害のある幼児児童生徒への配慮** 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒への指導に当たっては、各教科等においても、ていねいな実態把握とともに個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが大切である。同時に、長所や今できていることにも注目し、それを伸ばしていくことも重要である。

**見えにくい** 見えにくさに応じて、点字の教科書や、触覚教材や聴覚教材の活用、文字を拡大するなどの配慮や、ICT機器の活用、手指の操作、聴覚等の諸感覚の活用を含めて指導を行う。幼児児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすることが必要である。

**聞こえにくい** 聞こえにくさに応じて、手話、指文字、文字、音声等を適切に活用した聴覚活用とともに一人一人に応じた言語指導を行う。伝えたい気持ちを育むとともに、ICT機器等も活用し、発表や幼児児童生徒同士の話し合い等の学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することが大切である。

**知的発達が遅れがあり、意思疎通や日常生活の適応等が難しい** 全般的な知的発達の遅れから意思疎通や行動上の適応が難しい場合は、言葉を整理して簡潔に伝えたり、視覚化して具体的に伝えたり、ICT機器、具体物や絵等を用いてやりとりをするなどが考えられる。また、生活に結び付く具体的、実質的な内容を指導内容に位置付け、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

**身体動作や運動が難しい** 一人一人の障害の状態に応じた適切な教材・教具やICT機器等を有効に活用し、指導の効果が高められるようにする。まず、自立活動の指導を基盤に、姿勢を安定・保持すること、その上で、具体物を見る、触れる、数える等の活動や、補助具等を操作して、実物を観察する、測る、施設等を利用する等の体験的な身体活動を効果的に取り入れること、感じたことや気付いたことなどを言語化するなどが考えられる。活動への意欲とともに身体の移動・動作の改善やコミュニケーションの力を育むことも大切である。

**健康面での制約がある** 医療機関とも連携しながら、健康状態の回復・改善のための自立活動の指導を進めつつ、病気の状態等から学習に空白があり、系統的な学びに困難な状況がないかを把握する必要がある。指導時間が制約される中で、目標を明確にし、効果的な学習活動が展開できるようにする。

**読み書きや計算等が難しい・注意集中の持続が難しい・心理的に不安定さがある** 読み書き等の特定の能力に著しい困難を示したり、発達の段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を示したりする幼児児童生徒には、一人一人の学び方に応じて教材等を工夫し、課題に集中できるように学習環境を整えて指導を進める。例えば、比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、書く量を調整したり、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようにしたりするなどの配慮が考えられる。また、失敗や叱責を受けるなどの経験を重ねがちであることから、自己の特性の理解を進めることや、多くの成功経験を積み、自信がもてるようにしていくことが大切である。

**人間関係形成に困難さがある** 役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりするなどの配慮が考えられる。

**医療的ケア** 本来、医療的ケアは「医行為」であるが、平成24年4月からは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等(以下「認定特定行為業務従事者」という。)が一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった。この制度改正を受け、学校の教職員についても、特定行為については法律に基づいて実施することが可能になった。現在特別支援学校等で教職員ができる特定行為は、①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養の5つに限られる。なお、特別支援学校以外の学校で、教員が医療的ケアを実施するに当たっては、前述の経過を踏まえ、慎重かつ十分な検討と準備が必要である。

### 教育課程の改善

学習指導要領（平成29年4月告示）では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指している。

特別支援教育に関しては、主に以下の点が示された。

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

これらの点に対応して、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を通して、自立と社会参加に向けて「生きる力」の育成を目指した資質・能力を身に付けていくことができるよう教育課程の改善を図ることが大切である。

### カリキュラム・マネジメント

特別支援学校における「カリキュラム・マネジメント」の特徴として、「個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること」が四つ目の側面として求められている（本編P30 IV-2-(2)を参照）。個別の指導計画に基づいて児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

### 交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障害のある幼児児童生徒を含め全ての幼児児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。

特別支援学校学習指導要領には、「障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」という内容が示されている。

また、小学校、中学校及び高等学校それぞれの学習指導要領にも、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」（幼稚園教育要領には、「努めるものとする。」と記載）という内容が示されている。

交流及び共同学習を学校間で行う場合には、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

また、保護者にも交流及び共同学習についての理解が十分得られるように留意することが大切である。

**切れ目ない支援体制** 平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成28年8月の発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組が進められている。

特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備として、具体的には、教育、福祉、医療、労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し、支援する仕組みを整備することが求められている。また、平成30年8月に学校教育法施行規則が改正され、個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」を作成して、就学、進級、進学、就労の際に、各学校等で取り組んだ内容が適切に引き継がれることが求められている。

**医療機関との連携** 障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携しなければならない場合もある。幼児児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ持ち合わせておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点などに十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携することが大切である。

**福祉機関等との連携** 福祉機関としては、児童相談所、発達障害者支援センター、就業・生活支援センター、障害者支援施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導・支援のために密接に連携することが必要である。

切れ目ない支援の充実のため、教育相談の機会などにおいて、保護者へ相談支援ファイルの説明や配付を行うなど、積極的な普及に努めていくことが必要である。また、各圏域ごとの特別支援教育連携協議会等において、取組内容や課題を共有しながら教育と福祉等の一層の連携等の推進に向けて各学校や保護者、地域、各関係機関のニーズに応じた支援を進めていく必要がある。特に様々な障害のある幼児児童生徒が安心して生活していくために、分かりやすく利用しやすい相談窓口の整備に取り組んでいく必要がある。

**障害のある人への援助の諸制度** 障害のある人への援助制度の中で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び障害者雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。また、障害のある児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校及び義務教育学校で学ぶ際に、教育関係経費について補助を受けることができる特別支援教育就学奨励費についても理解しておくことが必要である。

《参考資料》

- 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」(文部科学省 令和2年3月)
- 「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(文部科学省 平成30年5月24日)
- 「特別支援学校における介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)研修テキスト」  
(文部科学省 平成24年3月)
- 「障害者福祉のてびき」(京都府健康福祉部障害者支援課 平成30年10月版)
- 「京都府の特別支援教育 医療的ケアガイド」(京都府教育委員会 令和元年改訂版)